

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県交通指導員賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則

- 岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 口座振替の方法により支出することができず金融機関の指定の一部改正

（県例規集登載）

- 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

- 〃

- 指定居宅サービス事業者等の指定

- 指定居宅サービスの事業の廃止

- 指定障害福祉サービスの事業者の指定

- 〃

- 指定通所支援の事業の廃止の届出

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定

- の辞退

## 目次

担当課（室）

- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退

- 保安林の指定予定

- 道路の区域変更

- 道路の供用開始

- 廃物と認定することが困難な放置自動車の処分

### 【公告】

- 家畜伝染病の発生

- 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞

- 公共測量の実施

- 〃

- 〃

- 公共測量の終了

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

- 〃

- 〃

- 〃

- 岡山県議会文書保存分類表の一部改正

- 岡山県職員給与支給規則の一部を改正す

- 〃

- 〃

- 〃

障害福祉課

治山課

道路整備課

〃

住宅課

畜産課

水産課

監理課

〃

〃

〃

〃

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

総務課

人事委員会

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 産業教育手当支給規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 住居手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則</li> </ul>	目次
<p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>	担当課（室）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</li> <li>○ 給与条例附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料に関する規則</li> <li>○ 岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正</li> </ul> <p style="text-align: center;">（以上県例規集登載）</p>	目次
<p>〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃</p>	担当課（室）

◎岡山県規則第七号

岡山県交通指導員賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県交通指導員賞じゅつ金支給条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県交通指導員賞じゅつ金支給条例施行規則（昭和四十七年岡山県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第三条中「賞じゅつ金支給申請書（様式第一号）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第四条中「賞じゅつ金決定通知書（様式第二号）」を「知事が別に定める通知書」に改める。

本則に次の一条を加える。

（その他）

第五条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第八号

岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県林地開発許可に関する規則の一部を改正する規則

岡山県林地開発許可に関する規則（令和元年岡山県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十六年農林省令第五十四号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第三条中「申請書に」の下に「省令第四条に規定する書類のほか、」を加え、同条中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号を削り、第十号を第五号とし、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同条第十三号中「位置図、」及び「区域図」を削り、同条を同条第八号とし、同条中第十四号を第九号とし、第十五号から第二十号までを五号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第八十号

昭和五十一年岡山県告示第四百八十五号（口座振替の方法により支出することができ  
る金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

二中「為替取引」を「全国銀行内国為替制度による為替取引」に、「信託銀行、長期  
信用銀行」を「信金中央金庫」に、「農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法  
律第三百三十二号）第十条第一項第二号、第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組  
合をいう。）、信用組合」を「信用漁業協同組合連合会、農業協同組合、全国信用組合  
連合会、信用組合、労働金庫連合会」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第八十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項及び第八條第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 新見市  
住 所 岡山県新見市新見310-3  
氏 名 新見市長 戎 斉
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 新見千屋温泉いぶきの里  
所在地 岡山県新見市千屋花見1336-5外8筆

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		廃 止		変 更 前		変 更 後	
種	類	66の3ーロ 旅館業の用に供する 洗濯施設(8)		66の3ーイ 旅館業の用に供する ちゅう房施設(9)		66の3ーハ 旅館業の用に供する 入浴施設(4)		66の6 飲食店に設置される ちゅう房施設(1)		同左	
能	力	4.2kg/回×3基		20食/日×8基、1.79㎡		4.08㎡		1,000食/日、763.98㎡		1,000食/日、831.6㎡	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		—		同左		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		—		同左		許可後直ちに	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		—		同左		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		断続12時間		断続8時間		断続14時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (㎡/日)	1	2	0.7	1.2	2	4	37	47	同左	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6		
	B O D (mg/L)	40	50	100	200	40	50	100	200		
	C O D (mg/L)	40	50	200	300	40	50	200	300		
	S S (mg/L)	30	50	100	200	30	50	100	200		
	油 分 (mg/L)	3	5	20	30	3	5	20	30		
	T-N (mg/L)	10	20	60	120	10	20	60	120		
	T-P (mg/L)	1	2	8	16	1	2	8	16		
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数	無数		
	ふっ素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ほう素 (mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—		

備考1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

備考2 旅館業の用に供する洗濯施設(8)の汚水等の量は3基の合計を示す。旅館業の用に供するちゅう房施設(9)の汚水等の量は8基の合計を示す。

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

区 分	変 更 前	変 更 後			
種 類	66の3ーハ 旅館業の用に供する 入浴施設(2)	同左			
能 力	188.85㎡	172.85㎡			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—	許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続12時間	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (㎡/日)	99	160	同左	
	p H	5.8~8.6	5.8~8.6		
	B O D (mg/L)	10	20		
	C O D (mg/L)	10	30		
	S S (mg/L)	30	50		
	油 分 (mg/L)	痕跡	3		
	T-N (mg/L)	12	20		
	T-P (mg/L)	1	3		
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	無数	無数		
	ふっ素 (mg/L)	8	8		
	ほう素 (mg/L)	10	10		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。



# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項  
変更なし
- (5) 排水口に関する事項

排水口番号	排出口No. 1				雨水排水口No. 1～4	
	変更前		変更後		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	311	429	310	427	0	0
p H	5.8～8.6	5.8～8.6	同左		—	—
BOD (mg/L)	13.5	20			—	—
COD (mg/L)	20	30			—	—
SS (mg/L)	37	50			—	—
油分 (mg/L)	痕跡	3			—	—
T-N (mg/L)	14	20			—	—
T-P (mg/L)	1	3			—	—
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000以下	3,000以下			—	—
ふっ素 (mg/L)	8	8			—	—
ほう素 (mg/L)	10	10			—	—

## 2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年3月3日から同月24日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び新見市役所

◎岡山県告示第八十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
名 称 株式会社三井E&Sホールディングス  
住 所 東京都中央区築地五丁目6番4号  
氏 名 代表取締役社長 高橋 岳之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 株式会社三井E&Sホールディングス玉野総合事務所  
所在地 岡山県玉野市玉三丁目1番1号

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		廃 止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(W-9)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(W-15)		72 し尿処理施設(W-12)		74 特定事業場から排出さ れる水の処理施設(W -16-2)	
能	力	3 t/日		4 台/月		650人槽		3,500m <sup>3</sup> /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		令和5年4月1日		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		令和5年4月1日		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和5年4月1日		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続9時間		断続4時間		連続24時間		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	10	15	5	15	40	60	2,480	3,500
	p H	5~9		3~4		5~9		5~9	
	C O D (mg/L)	50	150	300	600	20	40	10	20
	S S (mg/L)	50	100	50	100	40	70	20	40
	油 分 (mg/L)	5	10	100	200	—	—	1	2
	T-N (mg/L)	—	—	—	—	5	10	10	20
	T-P (mg/L)	—	—	—	—	12	24	1	2
	F e (mg/L)	50	250	50	100	—	—	1	2
	Z n (mg/L)	5	10	—	—	—	—	—	—
	P b (mg/L)	—	—	—	—	—	—	ND	ND
	全C r (mg/L)	—	—	0.5	1.5	—	—	0.02	0.16
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	—	—	—	—	ND	3,000未満	300	300
	ふっ素 (mg/L)	—	—	300	600	—	—	5	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	南廃水処理施設				同左				
種 類	角型、円筒型								
構 造	コンクリート、鋼製								
主 要 寸 法	原水槽：5 m×5 m×5.5 m 処理水槽：7 m×5 m×5 m								
能 力	3,500m <sup>3</sup> /日								
処 理 の 方 法	凝集沈殿、活性炭吸着								
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-								
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-								
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-								
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時に当該水の最大量 当該排出の汚水及び おおいておける汚染物質並びに におい、色、濁り、浮遊物、 及びその他有害物質の最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2,480	3,500	2,480	3,500	2,480	3,493	2,480	3,493
	p H	5~9		5~9		同左			
	C O D (mg/L)	26	55	10	20				
	S S (mg/L)	55	97	20	40				
	油 分 (mg/L)	3	6	1	2				
	T - N (mg/L)	12	24	10	20				
	T - P (mg/L)	5	10	1	2				
	F e (mg/L)	2	4	1	2				
	Z n (mg/L)	-	-	-	-				
	P b (mg/L)	ND	0.7	ND	ND				
	全C r (mg/L)	0.02	0.16	0.02	0.16				
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	300	300	300	300					
ふっ素 (mg/L)	5	10	5	10					

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 2				No. 9、10				No. 11		No. 16		No. 35~54	
	変更前		変更後		変更前		変更後		廃止		新設		新設	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
水量 (m <sup>3</sup> /日)	2,480	3,500	2,480	3,493	8,374	36,275	8,294	36,155	9,600	24,000	5,440	17,000	0	0
pH	5~9		同左		5~9		同左		同左		同左		-	
COD (mg/L)	10	20			2	3							-	-
SS (mg/L)	20	40			4	6							-	-
油分 (mg/L)	1	2			0.2	0.4							-	-
T-N (mg/L)	10	20			2	3							-	-
T-P (mg/L)	1	2			0.04	0.06							-	-
Fe (mg/L)	1	2			-	-							-	-
Zn (mg/L)	-	-			-	-							-	-
Pb (mg/L)	ND	ND			-	-							-	-
全Cr (mg/L)	0.02	0.16			-	-							-	-
ふっ素 (mg/L)	5	10			-	-							-	-
大腸菌群数 (個/cm <sup>2</sup> )	300	-			-	-							-	-

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年3月3日から同月24日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

## ◎岡山県告示第八十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

瀬戸内市訪問看護ステーション

#### 2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町山田庄八四五番地一

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

瀬戸内市

#### 2 所在地

岡山県瀬戸内市邑久町尾張三〇〇番地一

### 三 指定年月日

令和五年三月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三六二四九〇〇三三

### 五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

## ◎岡山県告示第八十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

デイサービス清音

#### 2 所在地

岡山県総社市中央四丁目一―一四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社清音金型製作所

#### 2 所在地

岡山県総社市清音上中島二〇八番地三

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和五年二月二十四日

### 四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇〇七八五

### 五 サービスの種類

通所介護

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

## ◎岡山県告示第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

ライフサポートオカヤマ

#### 2 所在地

浅口郡里庄町大字里見六〇八四

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社ペスカ

#### 2 主たる事務所の所在地

名古屋市千種区東山通五丁目二十番一号

### 三 指定年月日

令和五年三月一日

### 四 事業所番号

三三二二七〇〇〇一八

### 五 サービスの種類

共同生活援助



# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

## ◎岡山県告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

重度障害支援センターすまいるキッズ

#### 2 所在地

笠岡市大河七九六番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人すまいるネットワーク

#### 2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島四九五九番地

### 三 指定年月日

令和五年三月一日

### 四 事業所番号

三三一〇五〇〇四六一

### 五 サービスの種類

生活介護

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

## ◎岡山県告示第八十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

重度障害支援センターすまいるハウス

#### 2 所在地

笠岡市神島三九一四番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

特定非営利活動法人すまいるネットワーク

#### 2 主たる事務所の所在地

笠岡市神島四九五九番地

### 三 廃止年月日

令和五年二月二十八日

### 四 事業所番号

三三五〇五〇〇〇三三

### 五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年三月三日

指定した医療機関

名称

グリーン在宅クリニック

はばら内科ハートクリニック

所在地

倉敷市昭和一―二―三七

倉敷市西阿知町西原一〇七四―一

指定年月日

令和五年一月一日

令和五年一月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

グリーン在宅クリニック

倉敷市昭和一―二―三七

令和四年十二月三十一日

はばら内科ハートクリニック

倉敷市西阿知町西原一〇七四―一

令和四年十二月三十一日

◎岡山県告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

医療法人社団泉樹会新見クリニック

新見市西方四五〇

腎臓

令和四年十一月十一日

◎岡山県告示第九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

美作市川上字芦谷二〇二九の一、二〇二九の九、二〇二九の一三、二〇四五から二〇四七まで、字小芦谷川西二〇三二、字大芦谷口二〇三三、字小深山奥二〇三四、字大芦谷口川東二〇三五、字芦谷隠居屋敷二〇三六、字芦谷靴掛場二〇三七、字芦谷靴掛場下夕二〇三八、字芦谷靴掛場ノ下モ二〇三九、二〇四一、字芦谷靴掛場西下モ二〇四〇、字芦谷靴掛場下モ二〇四二、字二ノ岨二〇四四、字上新五郎口二〇七九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上新五郎口二〇七九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

◎岡山県告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 園井里庄線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
浅口郡里庄町大字新庄字曲り井手二番一 地先から	新	一三・二〇 四一・五	八五六・九
浅口郡里庄町大字新庄字曲り井手二番一 地先から	旧	一一・二〇 二二・〇	一九八・九

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

◎岡山県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日（時間）
県道	園井里庄線	浅口郡里庄町大字新庄字曲り井手二番一地从 から 浅口郡里庄町大字浜中字丸山下四三番五地先 を経て 浅口郡里庄町大字浜中字中通り一三三番五地 先まで	令和五年三月五日（十 四時）



# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

## ◎岡山県告示第九十四号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自動車の処分について次のとおり告示する。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 放置自動車の種類、名称、形状及び数量

種類及び名称	形状及び数量
普通自動車 プジョー	箱型 一台

### 二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

令和五年一月十九日

### 三 放置自動車が放置されている場所

岡山市東区可知四丁目（県営住宅西大寺団地内）

### 四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一に掲げる放置自動車を処分する。

### 五 担当の組織の名称及び連絡先

岡山県土木部都市局住宅課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七五三六

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔八五〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

家畜伝染病の種類	ヨーネ病
家畜の種類	乳用牛
生年月日	平成二十七年十一月十六日、令和二年一月十一日
患畜・疑似患畜の区分	患畜
発生頭数	二頭
発生場所	笠岡市
発生日	令和五年二月二十一日

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔八六〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十六条第二項の規定による聴聞を行う。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井田之浦一丁目八番十五号 金本 修二

二 期日

令和五年三月十七日午後二時から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課分室

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔八七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区邑久郷 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年三月一日から同月 三十一日まで	測量期間

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔八八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、瀬戸内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

瀬戸内市邑久町大富地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年一月三十一日から同年三月二十四日まで	測量期間

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔八九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区東片岡及び東幸埜地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和五年三月六日から同年六月八日まで	測量期間

令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市真備町市場 地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和五年二月二十日	終了年月日

令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔九一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町山 手地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和五年二月二十二日	終了年月日



# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔九二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四八〇四―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区田中一六七―一二五ソラーナー一〇二号

河田 晃輔

河田 美樹

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月七日岡山県指令建指第一四二号

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔九三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四八〇四―五、四八〇四―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町前潟一〇七五―一 プレジールソレイユ一〇五号

谷口 哲郎

三 許可年月日及び許可番号

令和四年七月七日岡山県指令建指第一四三号

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔九四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月三日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市馬屋字原井七〇五―一、七〇九―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町一五七八―一メテオールE二一〇

國末 義朗

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月七日岡山県指令建指第三〇三号

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

〔九五〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による  
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年三月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九九―一、四七九九―二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福田町古新田一五六―五プロニテイ・KⅡ一〇六号室

増田 潤一

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月十四日岡山県指令建指第三一六号

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会文書保存分類表（平成十四年岡山県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

岡山県議会議長 加藤 浩久

本則の表C議会議務局の款4管財の部3議員公舎管理の項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和五年度以降に完結した文書から適用し、令和四年度以前に完結した文書については、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第四号

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長

吉

松

裕

子

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員給与支給規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された」を「第二十二条の四第三項に規定する」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（以下「育児短時間勤務職員等」という。）」及び「（以下「算出率」という。）」を削り、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に）」を「に、」に改め、「、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額」を「額」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

- （給与条例附則第八項の規定を受ける職員の支給額）
- 2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- （暫定再任用職員に関する経過措置）
- 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第三条第四項に規定する職員をいう。）（暫定再任用短時間勤務職員（同条例附則第十一条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）を除く。）に対する改正後の第三条第一項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する職員をいう。）とみなして、改正後の第三条第二項の規定を適用する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 職員（次項各号に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第二条に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十六年岡山県条例第五十八号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た数

三 育児休業法第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条の規定により採用された職員 勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその等級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び等級に応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び等級に応じた別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額）

5 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第二条第四項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（そ



# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

の額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額」とする。

## 別表第三 調整基本額表（第二条関係）

### イ 行政職給料表

等級	調整基本額
1 級	5,700円
2 級	6,600円
3 級	7,800円
4 級	8,400円
5 級	8,900円
6 級	9,600円
7 級	10,900円
8 級	11,900円
9 級	13,400円

### ロ 公安職給料表

等級	調整基本額
1 級	7,400円
2 級	7,700円
3 級	7,800円
4 級	8,800円
5 級	9,300円
6 級	9,800円
7 級	10,500円
8 級	11,500円
9 級	12,500円

### ハ 教育職給料表（一）

等級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	8,400円
特 2 級	9,300円

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

3 級	10,400円
4 級	12,600円

二 教育職給料表(二)

等級	調整基本額
1 級	6,900円
2 級	8,300円
特 2 級	9,100円
3 級	10,100円
4 級	12,300円

ホ 小学校・中学校教育職員給料表

等級	調整基本額
1 級	6,900円
2 級	8,300円
特 2 級	9,100円
3 級	10,100円
4 級	12,300円

ハ 研究職給料表

等級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	7,900円
3 級	8,700円
4 級	9,900円
5 級	11,700円

ト 医療職給料表(一)

等級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	10,200円
3 級	11,800円
4 級	14,000円

チ 医療職給料表(二)

--	--

# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

等級	調整基本額
1 級	5,800円
2 級	6,600円
3 級	7,600円
4 級	8,000円
5 級	8,800円
6 級	10,000円
7 級	11,300円
8 級	13,100円

リ 医療職給料表(三)

等級	調整基本額
1 級	7,200円
2 級	7,800円
3 級	8,000円
4 級	8,300円
5 級	8,800円
6 級	10,000円
7 級	11,300円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岡山県条例第四十三号)附則第三条第四項に規定する職員をいう。)(暫定再任用短時間勤務職員(同条例附則第十一条第一項に規定する職員をいう。次項及び第四項において同じ。))を除く。は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第三項に規定する職員をいう。次項において同じ。))とみなして、改正後の第二条第四項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第二条第三項及び第四項の規定を適用する。
- 4 岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号)第八条の規定により給料の調整を行う職(次項において「給料の調整額適用職」という。))を占める地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。))附則第四条第一項又は第六条第一項の規定により採用された職員(次項において「特定暫定再任用職員」という。))のうち、六十歳(医師及び歯科医師にあつては六十五歳)に達した日がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。))の

前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第二条及び前二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の第三条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額として支給する。

5 前項の経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に令和三年改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下この項において同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されてきた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとした場合に職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例による改正前の岡山県職員給与条例（次号において「旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び等級を基礎として改正前の第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合）にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び等級を基礎として改正前の第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の等級を施行日の前日にその者に適用されていた等級より下位の同一の給料表の等級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び等級より下位の同一の給料表の等級に変更した場合）

◎岡山県人事委員会規則第七号

産業教育手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長

吉

松

裕

子

産業教育手当支給規則の一部を改正する規則

産業教育手当支給規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第八号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二見出し中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第一号イ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項」に、「地公法第二十八条の二第一項」を「同法」に改め、「（地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

第十八条の三第二項第一号中「第二十八条の二第二項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第三条第四項に規定する職員をいう。）のうち、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。）第十一条第一項第一号又は第三号に掲げる職員であつて、通勤手当に関する規則第十六条第一号に規定する常例とするものは、給与条例第十一条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定による採用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「令和五年旧法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第六条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第六条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

◎岡山県人事委員会規則第九号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「この条」の下に「及び附則第八項」を加える。

第七条第三項第一号中「前条」を「前条及び附則第八項」に改め、同項第二号及び第三号中「前条」を「前条及び附則第九項」に改める。

附則に次の四項を加える。

（給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

6 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

7 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

（給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

8 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与条例第十三条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

9 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第六条第三項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和三十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第二条の二第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第十二条の暫定再任用短時間勤務職員は、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（以下「新勤務時間規則」という。）第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間規則の規定を適用する。



◎岡山県人事委員会規則第十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年岡山県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

3 条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。  
別表第二備考中「、」を「、」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第三（附則第三項関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
1年未満	円 35,600	円 35,000
1年以上2年未満	35,600	32,200
2年以上3年未満	35,600	29,400
3年以上4年未満	35,600	26,600
4年以上5年未満	35,600	23,800
5年以上6年未満	35,600	21,000
6年以上7年未満	34,300	18,900
7年以上8年未満	33,000	16,800
8年以上9年未満	31,800	14,700
9年以上10年未満	30,500	12,600
10年以上11年未満	29,300	10,500
11年以上12年未満	28,000	8,400
12年以上13年未満	26,700	6,300
13年以上14年未満	25,500	4,200
14年以上15年未満	24,500	2,100
15年以上16年未満	23,500	
16年以上17年未満	22,500	
17年以上18年未満	21,600	
18年以上19年未満	20,600	
19年以上20年未満	19,600	
20年以上21年未満	18,600	

21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	
28年以上29年未満	14,800	
29年以上30年未満	14,600	
30年以上31年未満	14,400	
31年以上32年未満	13,900	
32年以上33年未満	13,300	
33年以上34年未満	12,700	
34年以上35年未満	12,200	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

附 則

ハ)の規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十二号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。  
（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）

第三条第二号ウ及び第十二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

第十三条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された」を「第二十二條の四第三項に規定する」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十三条の二第一項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第三条第四項に規定する職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する職員をいう。）とみなして、改正後の第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定を適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十三号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和四十六年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（岡山県職員給与条例附則第八項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知の方法）

2 岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）附則第八項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知は、人事異動通知書又はこれに代わる文書（以下「人事異動通知書等」という。）の交付により行うものとする。ただし、人事異動通知書等の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもって人事異動通知書等の交付に代えることができる。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十四号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年岡山県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十八条の五第一項に」を「第二十二條の四第一項に」に改め、同項第一号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員」を「第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
附則に次の一項を加える。

(給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給額)

8 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。  
別表第一及び別表第二中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岡山県条例第四十三号)附則第三条第四項に規定する職員をいう。以下同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第三項に規定する職員をいう。)とみなして、改正後の第三条の規定を適用する。この場合において暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員(同条例附則第十一条第一項に規定する職員をいう。)を除く。)の改正後の第三条の規定の適用については、同条中「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める)」とあるのは「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている)」と、「第二条第三項又は第四項」とあるのは「第二条第二項」と、「数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に同条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」とあるのは「数を」とする。

◎岡山県人事委員会規則第十六号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

単身赴任手当に関する規則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（平成二年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号イ中「。以下「地公法」という。」第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項を「」第二十八条の四第一項に、「地公法第二十八条の二第一項」を「同法」に改め、「（地公法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（暫定再任用職員に関する経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第三条第四項に規定する職員をいう。）は、岡山県職員給与条例（昭和二十六年岡山県条例第十八号）第十一条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項又は第六条第一項の規定による採用（令和三年改正法による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「令和五年旧法」という。）第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第六条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項又は第六条第二項の規定による採用（地方公務員法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（同法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び同法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項若しくは第六条第二項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 この規則の施行の日前に、改正前の第五条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

◎岡山県人事委員会規則第十七号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二号」を「第三号」に、「。第三号」を「。第四号」に改め、同項第一号中「にある職員」の下に「（以下「管理監督職員」という。）（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する職員をいう。以下同じ。）である管理監督職員次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種及び二種 一万千円
- ロ 三種及び四種 九千円
- ハ 五種及び六種 七千円
- ニ 七種、八種及び九種 五千円
- ホ 十種 三千円

第三条第一項中「職員の占める職に係る管理職手当の額」を「職員」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 管理監督職員（次号に掲げる職員を除く。）次に掲げる当該職員の占める職に係る管理職手当の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種及び二種 六千円
- ロ 三種及び四種 五千円
- ハ 五種及び六種 四千円
- ニ 七種、八種及び九種 三千円
- ホ 十種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該職員の職に係る管理職手当の額の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種及び二種 五千五百円
- ロ 三種及び四種 四千五百円
- ハ 五種及び六種 三千五百円
- ニ 七種、八種及び九種 二千五百円
- ホ 十種 千五百円

第三条第一項第三号から第五号までを削る。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員の支給額）

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員に対する第三条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則



# 令和5年3月3日 岡山県公報 第12477号

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年岡山県条例第四十三号) 附則第三条第四項に規定する職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十二條の四第三項に規定する職員をいう。)とみなして、改正後の第二条第二項第二号及び第三条第一項第二号の規定を適用する。

◎岡山県人事委員会規則第十八号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成四年岡山県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
第二条の二（見出しを含む。）中「第二条第四号イ(2)」を「第二条第五号イ(2)」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第十九号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年岡山県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二条の四」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による採用は、改正後の第二条第一項第二号に規定する法第二十二条の四の規定による採用とみなす。

◎岡山県人事委員会規則第二十号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

職員の退職管理に関する規則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則  
次のように改正する。

第二十三条第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の第二十三条第二号の規定を適用する。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における改正後の第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

◎岡山県人事委員会規則第二十一号

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号ホ中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十二号

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号ホ中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

給与条例附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

給与条例附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岡山県職員給与条例(昭和二十六年岡山県条例第十八号。以下「給与条例」という。)附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年岡山県条例第十六号)第五条に規定する職をいう。
- 二 異動期間 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第一項に規定する異動期間(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。)をいう。
- 三 特例任用後降任等職員 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第十項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。
- 四 特定日 給与条例附則第八項に規定する特定日をいう。
- 五 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号)第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- 六 初任給基準異動 給与条例第二条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第二に定める初任給基準表(第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。)に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。
- 八 上限額 給与条例第四条第二項の規定により職員が属する等級における最高の号給の給料月額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項又は第十七条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。))をしている職員にあつては、当該給料月額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十六年岡山県条例第五十八号)第二条第二項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。))を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をいう。
- 九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその等級及び号給をいう。

(給与条例附則第十項及び第十二項の人事委員会規則で定める職員)

第三条 給与条例附則第十項及び第十二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げ

る職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）又は警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員

イ 異動日又は給与条例附則第十二項に規定する任命をされた日（以下この条において「任命日」という。）以後に初任給基準異動をした職員

ロ 異動日又は任命日から特定日までの間に降格をした職員

ハ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

ニ 異動日又は任命日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

二 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の変更をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第十四項の規定による給料の支給）

**第四条** 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第四条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にこれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。） 次に掲



げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会  
の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定を  
された職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額  
欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計  
額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第四条基礎  
給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料  
月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であって同項第五号に掲げ  
る職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第  
一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適  
用される第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額につ  
いて特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受  
ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給  
与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第十四項の規定による給料の支給）

第五条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（法第二十八条の五第一項  
から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間  
の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員の  
うち、異動日に給与条例附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下こ  
の項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応  
する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給  
等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い  
給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数  
を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百  
円に切り上げた額。以下この項において「第五条基礎給料月額」という。）に達しな  
いこととなる職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。）に  
は、異動日以後、第五条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給  
与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計  
額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎  
給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料  
月額との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表  
の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第

八項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に同じ当該各号に定める額（第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十四項の規定による給料として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）  
仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。）  
異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員  
次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額  
イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員  
異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）  
ロ イに掲げる職員以外の職員  
異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は

人事委員会の定めるこれに準ずる職員 人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条則第十四項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条則第十五項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の等級より下位の等級となる場合のもの）をいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

**第八条** 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第十五項の規定による給料の支給）  
**第九条** 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から

法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員から書面による同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となった職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これより多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第九条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、

次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

- 一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二条第二号に規定する昇格をした職員
- 二 特例任用期間降格等職員となった日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の等級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の等級より下位の等級となる場合のものを除く。）をした職員
- 三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となった日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員
- 四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（人事交流等職員に対する給与条例附則第十五項の規定による給料の支給）

**第十条** 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十四条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であったものとして給与条例附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後、第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日

から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第十五項の規定による給料として支給する。

- 一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第十四条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- 二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員
- 三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員
- 四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員
- 五 人事交流等職員となつた日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員又は人事委員会の定めるこれに準ずる職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 給与条例附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十項、第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程（昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

別表3の項2(2)中「第三条」の下に「、第七条、第九条」を加え、同項3中「職員  
の再任用に関する規則（平成十三年岡山県人事委員会規則第三号）」を「職員の定年等  
に関する規則の一部を改正する規則（令和四年岡山県人事委員会規則第三十一号）」に、  
「第三条」を「附則第四条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の再任用に関する規則を廃止する規則（令和四年岡山県人事委員会規則第三十  
三号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた令和四年度における  
再任用及び再任用の任期の更新の状況に係る報告書に対するこの訓令による改正前の  
別表3の項3の規定の適用については、なお従前の例による。